

為 替 基 金

小 島 仁

この題は、「かわせもときん」と読む。外国為替銀行の本業である外国為替の売買を行うために不可欠なものとして、常時外国におかれている資金である。この言葉の起りは、横浜正金銀行がロンドンと中国（特に上海）に置いていた資金の名称から来ている。

私は、以前『北星論集』第19号（1981年12月）に「国際通貨」という題で小論を書いた。しかしそこに書いたことが十分世間に理解されたとはとてもおもえない。「国際通貨」執筆中にすでに深町郁弥の学説と徳永正二郎の学説を強く念頭においていたのだから、再度この二人の学説を念頭におきながら、私自身のかんがえかたの特徴を描き出してみようとおもう。その際深町郁弥の業績として特に引合いにだすのは、『現代資本主義と国際通貨』（岩波書店、1981年1月）である。徳永正二郎の場合は、『現代外国為替論』（有斐閣、1982年12月）と、「ロンドン・バランスと取引通貨——国際通貨としての英ポンド——」（九州大学『経済学研究』第47巻第2・3合併号、1982年4月）である。この小論の中では、私を含めてこの3人の議論の特に違ってくる次の3点について、少なくとも論点の趣旨を明瞭にしてみたいとおもう。他の点についてはこの3人は違うところよりも似ているところのほうが遙かに多いのである。但し私は徳永正二郎がやっているような国際価値論がらみの議論はするつもりがない。「国際関係における価値法則の変容」という事実を認めるてんについてはやぶさかではないが、それは「変容」であって、決して「廃止」ではない。徳永正二郎の著書の第1章「貨幣価値の国民的相違と為替平価」という国際価値論がらみの議論で、貨幣論にかえうるとすることはできない。こういった広範囲の議論はいずれその機会があるだろうから、今はこの議論が入ってこない『経済学研究』の論文のほう（徳永正二郎の議論の中で私が評価しなければならないすぐれた論点はすでにこの論文の中に現れている）を主としてひきあいだす。

第 1 点。外国為替銀行とブローカーでは、どこが違うのか。外国為替銀行と国内の商業銀行一般ではどこが違うのか。第 2 点。外国為替銀行が外国に所有する資金の性質。第 3 点。為替基金は国内では何に当たるのか。在外資金の銀行経営内部に於ける位置付け。

為替基金(かわせもときん)とは、外国為替銀行が、その本業とする外国為替取引のために、常時海外に外貨建て資金の形態で所有していなければならない資金のことである。この為替基金を所有していることをもって、外国為替銀行は国内の商業銀行一般とは区別される。国内の商業銀行も、この為替基金を所有している範囲で外国為替銀行の性質を兼ねている、といってもよい。

外国為替銀行とは何かと問うならば、外国為替專業銀行であろう、という答がはねかえってきそうである。これは、別に誰も異議を挟むことのなさそうな定義である。と同時に、この定義には、どこにも積極的な性質がない。国内のある商業銀行が外国為替を売買することがあれば、この国内銀行は、外国為替專業銀行ではないにしても、外国為替銀行の性質をもつものとはいえないだろうか。さきほどのような外国為替銀行の定義では、たまたま外国為替を売買する銀行でも外国為替銀行の性質をもっているものとせざるをえない。それだけではない。さきほどのような外国為替銀行の定義では、あえて銀行ではなくとも、たんに外国為替を売買することのあるブローカーや、貿易業者をも、外国為替銀行と同一視することになりかねない。「外国為替銀行」というように言ってもそこでは「銀行」の語に何の積極的な意味も存在していないからである。

外国為替取引を專業としておこなうということは、顧客の外国為替の売り、又は買いの要求に何時でも応じうるということを意味する。たまたま外国為替を売買するというのではなく、いつ、いかなる量の為替を持ち込まれても、直ちにこれに指値を与え、売買の注文に応じうることを意味する。ただちに外国為替売買の注文に応じるという意味では、外国為替ブローカーもまたそうであるが、ブローカーが基本的には買持、売持ということができないのにたいして、專業の外国為替銀行は買持、売持ができる。買持、売持の出来ないブローカーは、基本的には、買い注文に対しては売主を捜し、売り注文に対しては買主を捜すことをもって基本的な業務の態様とすることになる。それにたいして外国為替專業

銀行は、直ぐには買い注文への売主、売り注文への買主を捜すことなく、為替の売買に応じておいて、やおら為替の買持高、又は売持高をスクエアにする取引、いわゆる為替持高操作に入る。外国為替銀行も、為替の売買注文に対し直ちにその買主又は売主を捜すということがないとはいえないが、それは外国為替銀行がブローカー性ももっているということであって、外国為替銀行が外国為替ブローカーとまったく同じものだという事とは違っているのである。歴史的な実例に徴しても、外国為替専門銀行といえどもその発足当初には、確かに右で買った為替を直ぐに左で売ろうとし、左で売った為替を直ぐに右で買おうとする営業態度を示したことがある。このような史実は、外国為替銀行の営業態勢が未熟な間、外国為替銀行が比較的によくブローカー性を発揮しているということなのであって、外国為替銀行がしょせんは外国為替ブローカーと全く同じものなのだという事を、決して意味しはしないのである。

ここで要点をまとめよう。外国為替銀行とは、何か。外国為替銀行とは、外国為替売買取引を専門とする銀行である。外国為替ブローカーと、外国為替銀行の違いは何か。ともに顧客の外国為替売買の注文に直ちに応じる点では、同じである。違いは、外国為替ブローカーが右で買った為替を直ちに売り、左で売った為替を直ちに買うのにたいして、外国為替銀行は、顧客の為替売買注文をひとまず売持、又は買持したうえで、銀行全体で持高をスクエアにする持高調整を行なうのである。これを要するに、外国為替銀行が外国為替ブローカーと決定的に異なる点は、外国為替銀行が、仮に外国為替の買持、又は売持を行ないうること、この外国為替の買持ち、又は売持をおこないうる前提として、海外に為替基金を所有していること、である。外国為替専門銀行でなくとも、国内のどの商業銀行でも、一応外国為替の売買はおこなうかもしれないが、もしその銀行が為替の買持、又売持を原則としてはしていないのなら、その銀行の為替取扱いの態度は外国為替ブローカーと変わるところがない。国内の商業銀行でも、海外為替基金をもっている程度に応じて、外国為替銀行の性質をなにかがしか備えているとはいえるから、このてんだけをとると、ある銀行が外国為替銀行であるかどうかというのは、もつぱら程度の問題であるといえるかもしれない。もちろんここで程度の問題と言うのは、外国為替銀行と国内商業銀行一般との違いがどうでもいと

いうのではなくて、範疇的にその違いは歴然として存在するが、にもかかわらず国内商業銀行が外国為替銀行をある程度兼ねうる度合が存在するという意味である。ここで私が大変問題だと感じていることは、多くの論者が外国為替銀行の特徴として為替高操作を行う点を指摘するの
に、同じ論者が為替高操作の前提としての為替基金の存在に一向に注目しないことである。

論者達の中で、今の所では、私の議論に一番近い議論を行っているのは、徳永正二郎である。徳永正二郎は国際金融の中心国に対する預金＝ロンドンバランスというてんを最初から強調する論調を取っているから、外国為替銀行にあつてのロンドンバランスの決定的必要性ということ
を前提として、外国為替銀行の「消極的裁定操作」(スウォボダの用語)が実に銀行間取引の中心的な要素で、国民的為替相場を成立させる決定的なモメントになるのだという。ここで徳永正二郎がロンドンバランスの必要としているものが、私にあつては、為替基金とその他の外国預金に分れ、なかでも為替基金の意味の重要性が強調されるのである。徳永正二郎は最初から歴史的な議論をとっているから、ことは最初から「ロンドンバランス」の問題となる。私の議論の場合には、さしあたりどの外国に対してもい
うる議論なのだから、どの国に対しても、為替基金とその他の外貨建て資金ということになる。このなかで「その他の外貨建て資金」のほうは外国為替銀行がそれを所有する動機は複雑であり(金利めあてのばあい、単なる買持資金のばあい等)、「外貨資金」という点では共通であつても元来は別々に仕訳して論じるべき複雑な性質の資金である。ところが「為替基金」のほうは範疇的にその性質がはっきりしている。私は徳永正二郎のような論者が何故私の言う為替基金を取出して独立に考察するということをし
ないのか、不思議で仕方がない。私の議論を認めると彼の議論が成り立たなくなるというのならいざしらず、私の論議を認めても彼の歴史的な議論はじゅうぶんに成り立つものであることがはっきりしているからである。

徳永正二郎は前掲論文の中で、一方で国際商業の取引通貨が多様に、多種の通貨建てでおこなわれるのに、銀行間の国際的な決済に際してはますます中心国通貨建てでおこなわれるようになる事実を指摘し、この後者に、「取引通貨」とは区別される「媒介通貨」という概念を適用し、

これこそが国際通貨であるとする。この「媒介通貨」というのは、スウォポダという人の議論の中に出てくる概念である由である。「これ(媒介通貨)は外国為替市場におけるインター・バンク取引を媒介するもので、つぎの三機能をもつ。すなわち、(1)為替銀行 (dealers) によって稼働外貨資金 (working balances) として機能する通貨、(3)為替銀行が一時的為替を抬高として保有する通貨、および(3)ある非媒介通貨が別の非媒介通貨と交換される際にその取引を媒介する通貨、である。」(前掲論文172ページ)

深町郁弥も又この問題を考察する際の「外国為替市場におけるインター・バンク取引」の重要性を強調しているから、どうしても二人の議論を比べなければならない仕儀になる。深町郁弥の場合には「取引通貨としての対外私的短期債権(私的国際通貨)から介入通貨・準備通貨としての対外公的短期債権(公的国際通貨)」にいたる国際通貨の重層的な組立てが論じられている。徳永の「媒介通貨」に当たるものは深町郁弥では「取引通貨」であるが、深町郁弥のいう「取引通貨」はインター・バンク取引を中心に言われているのだから、国際商業を仲介する通貨ではなく、むしろ徳永正二郎の「媒介通貨」に近い意味のものである。国際商業を仲介する「通貨」についても丁寧な議論を展開し、それと対比しつつ「媒介通貨」を示しているところは、徳永正二郎の議論が深町郁弥の議論より詳しく、納得的でもある。

深町郁弥も又「媒介通貨」という言葉を用いているから、徳永正二郎のいう「媒介通貨」との異同を明らかにしておかなければならない。

深町郁弥は、「国際通貨」を、「外国の金融中心地にたいする流動債権」である「基軸通貨 key currency」ととらえるリンダート(P.H.Lindert)の規定を踏台に用いる。リンダートによると、その機能と内容構成はつぎのとおりであると。

(機能)「準備通貨(reserve currency)とは、ここでは公的および私的外国人がかなりの分量とかなりの期間にわたって流動的な形態でよるこんで保有している通貨と規定されるであろう。媒介通貨(vehicle currency)とは、流動的債権の形態で、その通貨の結びついている国が取引当事者としてはいっていない大量の取引がそのなかに含まれている国際的取引においてたえず高い取引高をみせている通貨である。このような二

つの規定は、とうぜん同一の通貨にあてはまる傾向がある。基軸通貨なる言葉は準備通貨と媒介通貨のいずれでもある通貨に適用されるであろう。」(4ページ)

(内容構成)「その資産(外国通貨資産)は、外国の地に向けて振り出された商業手形や金融手形、外国の財務省証券(TB)、外国の銀行におかれた預金、外国に所在する銀行の支店や代理店との当座勘定の貸方残高、また(流動的)という形容にふさわしい政府証券から成り立っている。」

これであきらかなように、深町郁弥がここで引合にだした「媒介通貨」は、徳永正二郎の場合の取引通貨と媒介通貨とをともにふくむ概念ということになる。ただ深町郁弥の議論が銀行間取引を極めて重視しているかぎりにおいてのみ、深町郁弥が引合いにだす「媒介通貨」が徳永正二郎の媒介通貨と似てくるのである。そうするとつぎに問題となるのは、二人が「銀行間取引」のどういうてんを特に重視しているのかということになる。なお徳永正二郎の場合、議論は「私的国際通貨」を基本として行われているのだから(基本的にそれでよいとおもうが)両者の比較も私的国際通貨についておこなうことになるだろう。

「銀行間取引」のどういうてんをとくに重視するかといっても、みどころは簡単である。つぎの4てんをどうみるか、ということである。1. 持高調節をどういうものとしてみるか。2. 資金調節をどういうものとしてみるか。またそれと持高調節との論理的な関係いかに。3. 一般論と歴史的な中心国の存在との関係いかに。4. 持高操作および、または、あるいは、資金操作の為に外国に置かれる資金の性質はどういうものであるか。

冷静に考えてみればすぐにわかることだが、徳永正二郎と深町郁弥の(そして私も含めて3人の)「銀行取引」にかんする議論は、シャムの双生児といってもいいくらいほとんど同じものなのである。おたがいの議論の影響ということもあるが、それ以上に事実そのものがおなじだからそれをめざして進んできた者どうしの意見が似てくるのである。我々3人の議論は違うてんよりも共通のてんのほうがはるかにおおいのである。ただ、将来は一致するにしても、現在のところの相違点は次の通りである。

1. 「銀行間取引」は、銀行内部の論理からみた場合には、基本的に

は、持高調節としておこなわれる。「銀行間取引」のなかには、一国と多数の国の間の為替相場を裁定する取引があるが、この裁定取引は、それが利益を生むからおこなわれているというものであるかぎり、べつに外国為替銀行でなくとも、一般に貨幣資本がおこないうるものである。従って「銀行間取引」を銀行経営内部の論議である「為替持高調節」を重視して考察するのであるかぎり、それ自体がもうけをうむ「積極的」裁定操作ではなく、それ自体がもうけをうむわけではない「消極的」裁定操作が重視されるのである。こういった具体的議論を行なったてんで徳永正二郎が評価される。ただ、深町郁弥にしても私にしてもこういった議論を予想しなかったわけではなくて、こういった議論をする必要がいままでになかったのである。なぜかという、私の場合は議論を常に一般におこなっている。深町郁弥の場合でも基本的なてんは一般的に議論している。ところでこの消極的裁定の議論は、歴史的な中心国の議論を常に前提しておこなうようなタイプの議論（徳永正二郎がそうであるが）ではじめて出てくるのである。

2. 私は、「持高調節」と「資金調節」とは基本的に異なる動機から出発するものであるから、それが原理的に関連しあうということは全く考えられないとしている。いうなればじつに極端な立場をとっている（もちろん正しいと信じるからだ）。徳永正二郎の場合は、両者が当然に「不可分」に（174ページ）結び付いているとされているが、彼の議論は初めから中心国市場を前提しているから、ここでいまさらなにかを論じる必要はないわけである。深町郁弥の場合は、最初一般論として議論したあとで中心国論となるが、この為替資金操作の必要という議論になるとぎりぎりのところで一般論から歴史的な中心国を前提にした議論に代わっていく（25-26ページ）。こうしてみると、歴史的な中心国論の是非は、為替持高調節の場合以上に、為替資金調節にあることがあきらかである。

4. 徳永正二郎の言う「媒介通貨」は、特に銀行が持高調節の必要の為に外国に置いている資金の性質を説明する議論である。先ほど紹介した深町郁弥の「基軸通貨」の「内容構成」は、まさに深町郁弥の資金論の踏台である。深町郁弥は「債務の形態からいうと、準備通貨としての機能規定にあるのは、利子つきの定期預金、財務省証券、その他の短期債務、中・長期の政府証券」を主に「公的残高」、「媒介通貨の機能規定

を果たしている当座預金」を主に「私的残高」とみている(6ページ)。私が為替基金の議論をしつこく展開していることはいうまでもない。外国為替銀行が外国においている資金の性質ということで論争されたことは、不思議にも今まででなかったのである。この内容の議論は今までは「国際通貨の性質を問う」とか、「外国為替取引の性質を問う」とかいうような議論の蔭に隠されてしか、とりあげられることがなかった。しかもそうした表面の議論の決着さえ、実のところは銀行が外国に置いている資金の性質をどのようなものとして考えるかということで決着をつけられるほかなかったのである。

徳永正二郎の場合の「媒介通貨」の「内容構成」は、「稼働外貨資金」と「為替銀行の一時的な為替持高」であることは、先程見た。それに対応する深町郁弥の「私的残高」は、「媒介通貨の機能規定を果たしている当座預金」である。その資金が果たしている機能がおおいに云々される割には、資金自体にかんする議論は両者ともに意外にも少ないのである。たんに当座預金というのでは「流動性の高い資金」という以上の積極的な意味をほとんど持合せない。徳永正二郎の場合であると、件の資金は、「稼働外貨資金」と「一時的為替持高」にわかれる。では「稼働外貨資金」と「一時的為替持高」はどこが違うのか。前者を普段のバランス、後者を臨時に増減するバランスの部分とでも解すればよいのか。(それ以上の解釈の余地もなさそうである)「稼働外貨資金」の部分は、金利目当てにその国に投資する部分も含むかどうか。徳永正二郎の場合は「資金調整」も含めて考えているのだから、「中心国市場で借入した資金」のような資金も加わるであろう。私の場合の「為替基金」は、「最低限必要な資金」であることがはっきりしている。

私の場合の立論の出発点は、この資金(為替基金)が常に為替相場変動の危険にさらされているが、それ自体としては為替銀行には為替リスクから免れる手段がないというんである。

私の言う「為替基金」は、徳永正二郎の言う「一時的な為替持高」を含まないことは勿論、「稼働外貨資金」などよりも狭い範囲の資金である。「稼働外貨資金」を平均的なバランスと解すれば、為替基金は最低限必要なバランスということになるであろう。また「稼働外貨資金」を、金利めあての投資も含めたバランスと解するのなら、為替基金は全く金利

為替基金

目当ての投資部分を含まない資金であるということになるであろう。為替基金の部分が外国で全く金利を稼がないというのではないが、すくなくともそれは金利めあてで運用されている資金ではない。為替基金の部分は為替銀行にとっては為替相場の変動があってもそれで経営が存続できなくなるようなロスからは守られているという論理が為替銀行の経営の内部に出来上がっているがゆえに、為替銀行は必要な「流動性」が保証されている範囲で、この資金の一部については金利を伴うような運用の仕方もする。

今為替基金というものについてのイメージをはっきりさせるために、横浜正金銀行がイギリスのアライエンス銀行から受取った手形引受の契約草文を参照しよう。このような契約に従ってロンドンに置いている資金を横浜正金銀行は「ロンドン為替基金」と呼び習わしているのである。

「(一) 本月二十四日御面会ノ節御頼談ノ主意ニ基キ貴行ニ関スル倫敦ノ諸勘定引受可申就テハ左ノ条条御約束仕度御承諾相成候ハバ満足ノ至ニ奉存候

(二) 貴行ヨリ当行ヲ宛テ為替券御振出シ相成候トキハ当行ニ於テ之ヲ承諾(アクセプト)致シ可申但シ右為替券ノ期日ハ参着六箇月ヲ極度トシ又承諾シテ未タ仕払済ニナラサル為替ノ積数ハ当分ノ内英貨二拾五万磅ニ超過スヘカラス其根抵当ノ如キハ左ニ詳記スル根抵当ノ条条ニ依ルヘシ

(三) 当行ニ於テ承諾仕候手形支払済ノ上ハ当行ニ於テ直ニ金額ヲ貴行勘定(此勘定ヲ承諾勘定ト称スヘシ)ノ借方ニ記入シ毎半年ノ終期ニ於テ左ノ割合ヲ以テ手数料ヲ受領スヘシ

一覽後三箇月以内ノ手形	一厘二毛五	即チ百磅ニ付	二志六片
同 四箇月以内ノ手形	一厘八毛七五	同	三志九片
同 六箇月以内ノ手形	二厘五毛	同	五志

(四) 別ニ当座口ヲ開キ参着払ノ手形並ニ貴行倫敦出張員ノ小切手類ハ一切此当座口ヨリ支払フヘシ此勘定ヲ当行ニ於テ引受クルカガ為メ其手数料トシテ貴行ヨリ預リ金ノ内五千磅丈ケヲ無利息ニテ御預ケ被下度其口取ハ当座口ニテモ承諾口ニテモ可ナリ他日御相談ノ上取極メ可申但シ右ノ金額ハ事務ノ繁閑ニ依リ或ハ増額ヲ願出ルコトアルヘシ

(五) 後來倫敦ニ於テ公債ノ利子ヲ支払フコトアルトキハ当行ニ於テ

其總額ノ二厘五毛ニテ引受可申

(六) 貴行ヨリ当行ニ宛テ為替券ヲ振出スニハ予メ当行ニ預ケ置キタル根抵当ノ八半若シクハ九掛ニ超ユヘカラス但シ右ハ全ク当分ノコトニテ暫時取引ノ熟スルニ従ヒ改正スルコトアルヘシ

(七) 此根抵当ハ正金、金銀塊、確實ナル荷為替証又ハ確實ナル諸株式及ビ公債証ヲ以テ可ナリトナスト雖モ諸株式及ヒ公債証ハ五万磅以上ニ超過スヘカラス

(八) 貴行ニ於テ金員ヲ要スルコトアルトキハ承諾勘定並ニ当座勘定両口ノ都合ニ依テ可成貴行ノ便益ヲ謀リ左ノ兩条ヲ設ク

(甲) 貴行ヨリ送付ノ受取手形ハ貴行出張員ニ於テ之ヲ市場ニ割引スルコトヲ得ヘシ尤モ此類ノ手形ヘハ当行ニ於テ裏書ヲナササルモノトス

(乙) 期限前ノ受取手形アレハ之ニ對シテ当座口ヨリ金員ヲ引出スコトヲ得ヘシ尤モ其金額ハ貴行出張員ト当行トノ間ニ於テ其時々之ヲ取極ムヘシ

(九) 前条ノ如ク貴行ニ於テ預ケ金外ノ金額ヲ当行ヨリ引出ストキハ英國銀行ノ割合ヲ以テ之ニ利子ヲ付スベシ又当行ヘノ預リ金ハ第四条ニ掲ケタル五千磅ノ他ハ之ニ對シテ当行通常預リ金ノ利子ヲ付スヘシ尤モ此利子ハ通常英國銀行ノ割合ヨリ一朱ヲ減スルモノトス但シ何様ノコトアルモ五朱以上ニハ上ラサルヘシ

(十) 右ニ記載シタル条条ハ最も確實ナル諸銀行ト取結フヘキ約束ニシテ目下貴行ノ事業ノ確實ナルヲ識リ又向來ニ於テモ今日ノ如ク確實ナルヘキヲ信シテ取結ヒシモノナリ此事ニ付テハ已ニ貴君ノ保証ヲ以テ満足セリト雖モ其事タル頗ル重大ナルニ付キ本月二十四日御面会ノ節申上候鄙見ヲ更ニ爰ニ陳述仕候

(十一) 倫敦銀行者タルモノノ目ヲ以テ之ヲ觀レハ大ニ他銀行ト其趣ヲ異ニスル所少ナカラス之ヲ例センニ貴行ハ日本帝國ノ法律ヲ遵法スルモノニシテ此法律タルヤ固ヨリ倫敦銀行者ノ熟知セサル所ナリ且其本店ハ倫敦ヲ距ル數千里外ノ地ニアリ又其創立ノ如キモ日尚ホ淺ク其取締諸員ハ固ヨリ上流ノ紳士タリト雖モ純然タル銀行者トハ云フヘカラス加之日本帝國中正金ヲ元位トシテ營業スルモノハ獨リ貴行ノミニシテ其他ノ諸銀行ハ悉ク紙幣ヲ元位トナシ昨今ニ至リテハ其發行ノ紙幣政府發行ノ紙幣ト共ニ下落セリ此時ニ際シ獨リ正金ノ元位ヲ保持スルハ實ニ難事ト云

為替基金

フ可シ就テハ兼テ貴君ヘモ申上候通り目今又ハ後來ニ於テモ外国部ノ支配人ヲ選択スル件ニ付テハ毛頭拙者ニ於テ助言スルノ理權ナシト雖モ若シ貴行外国部支配人ノ其人ヲ得シテ確實ナル主義ヲ固守スルコトヲ得サルトキハ当行ノ不便不利又渺カラサルナリ之ニ反シテ支配人其人ヲ得此確實ナル真理を遵法シ其事務ヲ經營スルコトヲ得ハ当行ノ利便亦少少ナラサルナリコハ独り当行ノ利害ノミナラス實ニ貴行後來ノ盛衰ニモ大ニ關係ヲ有スルモノナリ

(十二) 紙幣部ト本部ト全ク之ヲ分離シテ其扱ヲ異ニスルハ甚タ祝スヘキコトナリト雖モ均シク之レ正金銀行ノ事業ナリ銀行全体ノ繁榮ヲ期セントセハ両部共ニ其宣シキヲ得サルヘカラス故ニ当行ニ於テ貴行全体ノ形況ヲ知ラント欲セハ常ニ両部ノ實際報告ヲ參觀セサルヘカラス何卒貴行ニ於テ製表ノ度毎ニ両部各一通ヲ当行ヘ送達アルヘシ

(十三) 此約束ハ双方ノ都合ヲ以テ郵便日数ヲ込メ六ヶ月以前ニ書面ヲ以テ通知セハ変更又ハ解約スルコトヲ得ヘシ

(十四) 貴行ニ於テ此約束ヲ可トシテ之ヲ承諾スルニ於テハ貴行定款及創立証書ノ訳文並ニ貴行当地出張員ノ充分ナル委任状ヲ当行ヘ受取置クヘシ

(十五) 貴行トノ諸通信ハ総テ英文ヲ用ユヘシ且貴行本店並ニ貴行支店ニ於テ行務ノ為メニ記名調印スル諸役員ノ自筆姓名ヲ兼テ当行ヘ御送付被成度又此記名者ノ変換アル毎ニ必ス其旨ヲ当行ヘ通知アルヘシ

千八百八十一年五月二十六日

アルライエンス銀行支配人 アール・テイツ

横浜正金銀行副頭取 小泉信吉殿

(明治14年(1881年)に横浜正金銀行の副頭取小泉信吉が横浜正金銀行のロンドン取引銀行を求めべくロンドンに赴いた際にアライエンス銀行から呈示された取引条件の内容である。出所は『横浜正金銀行史』

(大正9年)甲巻之一、115—19ページ。拙稿「第一次大戦以前のロンドン銀行引受(アクセプタンス)」・『北星論集』第14号・1976年12月・147—151ページに、紹介記事を書いている)

為替基金の論理についてあいまいとみられているであろう点は、為替基金が、もし話を国内の銀行業にたとえるならば何に当たるであろうかと

という点である。少なくとも為替基金が何に当たるのか擬するという点では、私の議論は大変はつきりしている。『北星論集』第19号に載せた『国際通貨』で明らかな様に、私は為替基金を国内銀行業の場合の発券準備金に擬している。繁をいとわず、今該当する箇所をここに全文引用してみよう。

「国際銀行業（外国為替銀行）は国内銀行業とどう違うのだろうか。その基本業務が、商業信用の銀行信用による代位であることについては、国際銀行業も国内銀行業と同様である。同様どころか、国際銀行業は、あらゆる社会的遊休貨幣資本をかき集められる程の「社会的担保力」はまだなかった段階の国内銀行業、商業手形の銀行手形による代位という基本業務に関連するかぎりでの支払手段の社会的節約を自己の手中に得て、これを支払準備金として生かし得ていた国内銀行業、自己資本を「社会的担保力」としてこの代位業務＝信用創造業務を行いつつ、この業務によって得られた支払準備金が代置できる限りでの自己資本部分を換金性の高い有価証券（例、国債）に投じ、そのことによって得られた収益を用いて「低利の手形割引」が可能となった国内銀行業、すなわち最も端緒的な国内銀行業に似ている。国際銀行業は、いわば国内銀行業の原基形態を再現している。」(208ページ)

そうするといったい、私の議論の中で、どういった点が研究者達の理解の妨げになっているのであろうか。じつはそれはたいへんはつきりしている。第一に、「商業手形の銀行手形による代位という基本業務に関連する支払手段の社会的節約を自己の手中に得て、これを支払準備金として生かし得ている銀行業」というような把握＝表現が通用する学者と、全然通用しない学者があるからである。いわゆる正統派の学者にはこうした把握が通用するが、いわゆる宇野派の学者は大概既に遊休貨幣資本が銀行の手中に集まってしまっていることを前提として議論するので、こうした「発生的」把握には今まであまり尊敬を払っていなかった。（もっとも宇野派が絶対にこうした「発生的」みかたをしないということではあるまい。ただ宇野派が納得するほどの議論がまだなかったというだけかもしれない。）

深町郁弥は、「取引通貨としての私的国際通貨の形成」(26—33ページ)という議論の中で、為替銀行の在外資金と貨幣規定の関係を取上げる興

味深い議論を行なっている。

深町郁弥にとって国際通貨とは外国為替銀行が外国でもっている当座預金であった。「取引通貨として機能する国際通貨は、銀行が国際金融市場の銀行にもつ当座預金である。」とここでここで当座預金といっているのは、為替銀行のあらゆるバランスというのではなく、ある特殊の意味をもった、ある特殊の部分であり、金額である。深町郁弥はこのような資金をブルームフィールドの概念を借りて「補償的残高」と呼んでいる。繁をいとわず引用しよう。

「商業銀行はつねに一箇所またはそれ以上の金融中心地に最低限の預金残高を維持しておく必要があった。それは、外国為替にたいする顧客の日々の需要にこたえ、海外預金勘定を活用し、そして外国銀行や引受商会によって商業銀行にあたえられた信用にたいする『補償的』残高の要求にこたえるためであった。このような残高の大きさは、日々外国為替の需要にもとづく調整にしたがって変動する傾向があった。もしこれらの残高が運転必要額以下に下がる傾向があるならば、各銀行は急速にこれを補充するであろう。そして最低必要額をこえた残高は、金利や為替相場あるいはそれらに関連した諸考慮にもとづいて、外国金融市場に短期で投資されるか、あるいは本国へ送還されるだろう。」(32ページ)

ここでブルームフィールドが指そうとしているもので、深町郁弥が指摘しようとしているものは、まさに私が言わんとしている外国為替銀行の海外為替基金そのものである。そのことは深町郁弥がこの資金の性質についてつけ加えている次のような表現からも判断できる。この資金は銀行間取引決済のために、「つねにある水準の外貨資金を要求払い預金の形態で準備金として保持」しているもの。「それは他国の銀行にとっては支払準備金としての外国為替準備金にほかならない。「それは利子を生まないから、為替取引に必要な限度の水準に維持される傾向があった。」「それが支払手段として機能するのは、現金である銀行券や鑄貨の流通する一般的流通でもなければ、機能資本家相互のあいだの商業手形の流通する商業流通でもなく、銀行間においてであることを見落さないようにしなければならない。」

前もってはつきり言うておくが、私は、深町郁弥が為替資金調整というものはこのような資金の有高の調整に係わるものであるとみている点、

および、このような資金の必要高が日々変動するものとみている点には、賛成できない。前者のようにみたのでは、為替資金調節が現実には国際金利差を動機としていることとしつくりゆかない。後者については、為替銀行の経営に恒常的に必要とされる資金水準を「日々変動」と考えるのは、形容矛盾でもあるし、せせこましくもある。これは当然ある程度の期間に亘って固定した水準のもの（その期間の間は銀行経営の方がむりやりこの水準をまもらされるわけだ）と解するべきであろう。

さて格別に注意すべき点は、深町郁弥がこの資金を指して、「現実には支払手段として機能していない残高も運転資本残高であり、現金準備に等しいものであったわけで、準備通貨としての機能は存在しなかったのである。」「それは蓄蔵貨幣の第一形態に対応するものにほかならなかった」と批評し、国際収支が赤字になった際に取り崩されるような「準備通貨。国民的剰余の取る貨幣形態。蓄蔵貨幣の第二形態。公的外資金。」とは明瞭に区別し、貨幣規定としても事柄を明確にしている点である。この私的外資金と公的外資金の区別はたいへんきっぱりしていて宜しい。

「その国が常に国際収支上黒字なら、為替基金など不用ではないか」というありうべき疑問にも答えたことになる（その黒字は準備通貨＝公的外資金として蓄積されるのであって、為替基金の必要とは一応別個の事である。これは歴史的事例に照らしても、正しい判断である。拙著『日本の金本位制時代』94—5, 253—4ページなどをみよ）。

ここで為替基金の本質的要素として、私の場合は外国の銀行に対する預金ではなくてそのひとつ前の論理、外貨建てで外国に置かれている資金であることを強調しておく。日本の場合はロンドン為替基金に並ぶ「支那為替基金」の場合、上海の横浜正金銀行支店に所有されている銀塊であった。「支那為替基金」は上海のイギリス銀行なり、中国の銀行なりに預金された資金ではなかった。私の考えでは、為替基金は先ず第一義的には外国で所有される資金であり、その上で外国銀行への預金でありうる。このような外国で所有する資金をもちうる論理が経営の中に備わっているがゆえに為替銀行が為替銀行なのである。だから外国がロンドンに置いている最も安定した残高であるロンドン為替基金はロンドン銀行の信用創造の最も安定した源泉になるであろうが、私が普段強調してやまないのは、そのようなロンドン銀行の信用創造力が無から生ずるので

はなくて、元来周辺国の為替銀行の側に信用創造力があってそれがロンドンに移転されているのであるがゆえにロンドンの信用創造力となるのだということである。この為替基金自体が周辺国の為替銀行の固有の信用創造力の産物であり、それがロンドンに移転されているのである。この点を見るために次に浜田康行の学説とそれにたいする批評を行なおう。

商業銀行の手中で「社会的に節約された支払いの準備金（今簡単な為単に準備金と呼ぶ）」について、私が注目するのは、久留米大学商学部産業経済研究所紀要に発表された浜田康行の支払準備金についての考えかたである。（「イギリスにおける長期信用機関の展開」。ページは同紀要第9集。1980年11月のもの）

浜田の上記論文の補章「長期信用機関をめぐる理論的諸問題」中の、第一節「長期信用の源泉・退蔵貨幣の考察」（114—124ページ）の内容によって、浜田の信用制度にかんする考えかたはおおよその察しがつく。もちろんその中に、私が注目するところの、支払準備金にかんする浜田の考え方も入っている。

「信用制度の本質が、退蔵貨幣の社会的利用ということである」から、浜田は退蔵貨幣の考察を開始する。浜田が想定する退蔵貨幣の第一形態（広義の蓄蔵貨幣）、第二形態（狭義の蓄蔵貨幣）、第三形態（所得流通におけるそれ）において、「支払手段の準備金（予備資本）」は「各資本家の手元にあるそのままの状態では、到底、他に融通できるような性質のものではない」。この「即時的には、貸付可能な貨幣資本たりえない性質をもつ退蔵貨幣」が「社会的に集中管理されることによって」貸付可能な資金となるしくみを聞こう。

「いま極めて簡単な例を設定しよう。10人の資本家が準備金を金で100単位持っているとする。この場合、金100単位は、各資本家が平常時において起こりうる商業手形の不渡りを最大限に見積っても、これだけあれば大丈夫という準備金の額である。個々の資本家が、それぞれの手元に、この金を保有している場合は、全体で金1000単位が必要である。しかも1000単位は、先に述べたように、貸付不能である。さてここで、この1000単位が一括管理されたとする。」（115ページ）

この一括管理は、「貨幣の出納、それに伴う簿記、そして貨幣そのものの保管などを専業とする資本家・貨幣取引資本によって行われる」もの

と、浜田はする。「さて、社会的管理によって、この種の準備金の総額は縮小されるが、その縮小幅が実際のところどの程度になるかは、貨幣取引資本の技術的手段の優劣、その時の商業信用の状態等々によって様々であろうが、ここでは仮に、1000単位が900単位に縮小されたとしておこう。」そうすると問題は社会的に節約された残りの100単位の行方であるが、浜田のいうには、貨幣取扱資本はこの100単位を新たに準備金として位置づけすることによって900単位の資金を貸付可能なものとする。

浜田の言うには、この100単位は預金の準備金である。「社会的に必要な準備金の最高限が1000単位から900単位に縮小されたときに、預金の引出しから無関係になっていた100単位」が、預金の支払い準備金となり、そのことによって900単位の資金が貸付可能となる、という。「銀行は、元来貸付でもなんでも自由に使用できる100単位部分を取って準備金として銀行の金庫にしまいこむという“逆転、をすることにより、元来貸付不可能な、900単位部分を貸付資本にするという“逆転、をやったのけるのである」という。浜田は支払手段の準備金の「貨幣取り扱い資本」への集中を、当座預金の形成と個別資本家の側からの小切手の振出と結付けて考えているが、それは浜田が次のマルクスのことばをそう理解するからである。

「他面、われわれは、貸付資本の蓄積が、なんらかの現実的蓄積なしに、単なる技術的手段によって行われうることを見た。すなわち、銀行業の拡張および集積、流通準備金やあるいはまた私人の支払手段準備金をいつでも短期期間貸付資本に転化されるようにするこれら準備金の節約、というような技術手段によるものである。この貸付資本は、それゆえに、また短期資本(浮動資本 floating capital)とも呼ばれるのであるが、つねにただ短期間だけ貸付資本の形態を保持する(割引もまた短期でなければならぬように)とはいえ、それはたえず流入し、また流出する。一人がそれを持ち去れば、他の一人が持ってくる。かようにして、貸付可能な貨幣資本の量は(ここでわれわれが言うのは、一般に数年にわたる貸付のことではなく、手形や預金にたいする短期貸付だけにかんする)、実際に現実の蓄積から全く独立に増大する。」(マルクス『資本論』第3巻第31章からの引用)

ところで浜田は、銀行による商業手形の割引や、銀行券の発行を、「貨

幣形態で遊休し目先失業している資本の形態」であるところの「退蔵貨幣の第2形態」に即して説こうとする。この資金は「そのままの状態
で貸付可能であり、産業資本家から別の産業資本家に直接貸付けることが理論的に可能」な資金なのであるが、銀行による商業手形の割引と、銀行券の発行をこの資金と結付けて説くために、浜田は次のような論理を展開する。「退蔵貨幣の第2グループは貨幣に実現されるその日までは、商業手形中に潜在する」。この手形の支払の確実性、手形が先取りしている「将来の退蔵貨幣」の取得の確実性、が手形の流通根拠だが、銀行がこの手形を割引くことは、浜田によると、「手形形態で潜在している退蔵貨幣—それ故にそのままの形態では貸付不能—」を貸付可能にすることである。

浜田によると、銀行はこの手形割引を銀行券の発行によっておこなうのであるが、この銀行券の流通根拠は、「銀行券もそれが手形である限り、それが先取りしている将来の貨幣が確実に現出すること、すなわち、YのもとでY1が貨幣になり、しかも銀行に預金されることにかかっている」。それだけではない。銀行券が流通中に直ちに金そのものに代わらねばならないことがあるかもしれない。銀行券は一覧払いの形態をとることによって、こうした難関からまぬがれるのであるが、そのために必要となるのが実に第1グループのさいに出来た銀行準備金なのであると。

「銀行準備金は第1グループの考察に際しては、預金準備金という役割を付与され、そしていまここでは、兌換準備金という役割を付与される。兌換準備金とは、先取不可能という特殊な事態の発生に備えるものであり、そしてここでも重要なことは、この役割を、本来銀行券の発行とは関係のない、支払手段の準備金の社会的管理によって生じた部分が果たすということである。兌換準備金は、いわば、商業手形の流通に際して、各資本家が持つ手形流通のための準備金に相当するものである。そして、兌換準備金が銀行券流通の本来的な根拠でないのは、手形流通の準備金が手形流通の本来的な根拠でないのと同じことである。」(122ページ)

「商業銀行が支払機構の管理者として、購買・支払手段準備金を大量集中的に管理し、準備金を共同利用する結果、いわば、意図せざる貸付資金が遊離・析出されることになる」というような議論をする場合、1000

単位の蓄蔵貨幣の集中の結果、100単位の貸付可能資金が生まれるとするのが(誤った)通説で、その100単位の方が銀行の準備金化することによって900単位が貸付資金化するというのが浜田説である。浜田は自己の学説の特徴をよく承知して124ページ注5でそう主張している。浜田がここで通説を批判している限りでは、私も通説に反対し、浜田の考えが正しいと認める。しかし浜田の考えのなかにもいくつかの無理がある。

私が問題にするのは、どうして銀行という私的経営が、社会的支払準備金の「社会的管理」をおこなうのか、という点である。「貨幣の出納、それに伴う簿記、そして貨幣そのものの保管などを専業とする資本家・貨幣取引資本によって行われる」といわれる。それは結果を述べているだけで、そのようになりうる根拠を述べているのではないと、私は考える。いったいに諸家はこの貨幣取引資本のファンクションを強調するのあまり、その根拠の説明を忘れている。故川合一郎は、こうした議論のさいに「社会的担保力」という言葉を使ったが、私が聞きたいのはまさにこの貨幣取引資本に個別資本家達が虎の子の支払準備金を託してくる「社会的担保力」になっているものはなにかということである。その貨幣取扱資本の自己資本金を措いて他に何があるか。(貨幣取扱資本の自己資本金をたんに技術的なものとしかみない学者がいることは知っている。)私は浜田の議論を認めるけれども、それは同時に元来「貨幣取扱資本」の側が浜田の言う100単位に当たる自己資本金をもっていて、そのような「社会的担保力」の存在を前提として諸個別資本家が各自の支払手段をこの貨幣取扱資本家に託してくる結果、社会的に節約された支払手段の準備金の部分が段々とこの貨幣取扱資本家の自己資金の部分と置きかわるようになってくるのだと主張する。ではこの置きかえの結果、貨幣取扱資本家の自己資本金はどうなるのか。すでに社会的に節約された支払手段の準備金はその貨幣取扱資本の経営の内部で彼の自己資本金を置換える程あるのだから、彼はその資本金を全く自由に使うのか。さにあらず。ここに私の議論の特徴がある。この自己資本金は近代銀行業確立後も長い間、すでに普段はその経営の内部に滞留しているはずの社会的に節約された支払準備金をサポートするものとして特殊な位置を与えられているのである。まさにここ数年来の私の歴史的研究は近代銀行業における自己資本金の意義に注がれてきた。こうやって浮上った自己

資本金を「現金準備」として換金性の高い有価証券に投資することにより、近代的銀行業の低利の割引構造が可能となってきたのである。

銀行経営の内部において社会的に節約された支払手段の準備金100単位を「預金の支払準備金」として位置づけることによって、銀行は実に900単位もの「預金」を貸付資金として自由に貸しつけうるものとしているのではないか。900単位もの新たに創出された貸出し資金の金額の大きさに比べたら、僅か100単位ばかりの自己資本金が一体どんな重要性をもつというのか。よく考えてみればナンセンスと分るようなこのような愚問を出すひとがでてきかねない。このような愚問がとびだしかねないそもその原因は実に浜田の設例自体のなかに潜んでいる。浜田自身がこの900対100という数字を単に恣意的なものとして断っているが、浜田がこうやって創出される資金自体が初めからかなり大きな金額になるものと思っているのであればこんなべらぼうな設例をするはずがない。(剰余価値率などを考えるさいにマルクスが当時のイギリスの実際の姿になるべく似せた数字を出そうとして努力している様子はマルクスの書簡などからうかがえるのではないか。)もしそんなことは全然考えていなかったというのなら、まことに軽率である。ここでは「質的」なものが重要であるだけでなく、「量的」なものも重要であるからである。歴史的な実例に倣するとどんな数字がでてくるか調べて見ることも無駄ではなからう。今私の手元にイギリスの株式預金銀行、ミドランド銀行のバランスシートがあるが、それによると、ミドランド銀行の払込資本金は、1850年に対預金比107パーセント、1860年に54パーセント、1870年に39パーセント、1880年に15パーセント、1890年に11パーセント、1900年に7パーセント、1910年に5パーセントである。(拙論「1907年恐慌とイギリス株式預金銀行の準備積立金問題」、『北星論集』第13号。1975年12月。69ページ)確かに20世紀に入ると、浜田の設例のような対預金比の数字が現実のものとなってくるが、19世紀の中頃には実に預金とほとんど同額の払い込み資本金を持っていることが銀行の営業条件であったことが分る。19世紀のイギリスの銀行がいわゆる短期金融を中心とする営業体制を取っていたことについては今更強調するまでもなからう。私の議論はこうした歴史的な事実を他方では念頭におきながらすすめられているのである。浜田の設例はせめて100単位を預金の支払準備にすることによって100単位の貸付資金の創出、

という程度に止めるべきであろう。この点に関しては、つまり事柄の量的側面については、浜田のいう「通説」のほうがかえって真実に近いことになる。つまり「通説」は当初は節約された支払準備金の程度の額の貸付可能資金しか生じないとしていることになる。

以上で今私が特にはっきりさせておきたい点について問題が何であるかだけは示したのではないかとおもう。諸家に対して無礼の語気があればお許し願いたい。諸家の名前を呼びすてているのはかえって呼びすてることによって敬意を現わしたつもりである。この機会に普段から気にかかっていることを言っておこう。他人の論文を読むと、自分の恩師や先輩ばかりたてまつって「他人」のことはくそみそに言っている場合がある。ひるがえって自分の場合どうかというと、どうも自信がもてない。もっと気になる事がある。よく「何何教授」と論敵を呼ぶ論文におめにかかる。自分が教授の場合でも、やはり相手をこう呼ぶものだろうか。もっと気にかかることは、教授と呼ばれている人種がどうも国立大学の人間に限られているようにみえることである。私立大学の人間を教授と呼んだらふらちになるだろうか。こうした私の神経質も、呼捨ての文章を書く一因である。